

議事日程(第4号)

平成25年3月22日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第 8号 須恵町道路占用料徴収条例の制定について
- 日程第 2 議案第 9号 須恵町道路構造の基準に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第10号 須恵町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第11号 須恵町道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第12号 須恵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第13号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第14号 須恵町認可地縁団体の印鑑の登録及び登録の証明に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第15号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第16号 須恵町課設置条例等一部を改正する条例
- 日程第10 議案第17号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第18号 須恵町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第19号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第20号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 須恵町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第22号 財産の取得について
- 日程第16 議案第23号 平成25年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第17 議案第24号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第18 議案第25号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第19 議案第26号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第20 議案第27号 平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第21 議案第28号 平成25年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第22 陳 情 厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書
- 日程第23 合併調査特別委員会の廃止について
- 日程第24 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 8 号 須恵町道路占用料徴収条例の制定について
- 日程第 2 議案第 9 号 須恵町道路構造の基準に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 10 号 須恵町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 11 号 須恵町道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 12 号 須恵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 13 号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 14 号 須恵町認可地縁団体の印鑑の登録及び登録の証明に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 15 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 16 号 須恵町課設置条例等一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 17 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 18 号 須恵町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 19 号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 20 号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 21 号 須恵町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 22 号 財産の取得について
- 日程第 16 議案第 23 号 平成 25 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 17 議案第 24 号 平成 25 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 18 議案第 25 号 平成 25 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 19 議案第 26 号 平成 25 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 20 議案第 27 号 平成 25 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 21 議案第 28 号 平成 25 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 22 陳 情 厚生労働省 5 局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書
- 日程第 23 合併調査特別委員会の廃止について
- 日程第 24 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1 番 田ノ上 真

2 番 百 田 輝 子

3 番 松 山 力 弥

5 番 田 原 重 美

6番 荒木 敏光
8番 合屋 伸好
10番 三上 政義
12番 長澤 誠司
14番 原野 敏彦

7番 吉本 實
9番 今村 桂子
11番 柴田 真人
13番 藤石 豊
15番 三角 良人

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・中嶋 裕史
教育長・・・・・・・・・・平松 秀一
理事(教育次長)・・・安河内 亮三
理事(税務課)・・・・・・百田 順二
理事(建設産業課)・・安川 敏幸
まちづくり課長・・・・・・吉松 良徳
税務課長・・・・・・・・・・櫻木 幹夫
建設産業課長・・・・・・安河内 久人
社会教育課長・・・・・・川津 政文

副町長・・・・・・・・・・稲永 張美
理事(出納課)・・・・・・印藤 勝人
理事(住民課)・・・・・・安部 健一
理事(上下水道課)・・今泉 智明
総務課長・・・・・・・・・・今泉 俊裕
住民課長・・・・・・・・・・合屋 勝秀
健康福祉課長・・・・・・畑江 達也
子ども教育課長・・・・・・稲永 修司
総務課参事・・・・・・・・満行 誠

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

ここで、百田監査委員より欠席の届出がっておりますので、御報告します。

これより議事に入ります。

ここで一括議題についてお諮りします。議案第19号及び議案第20号、議案第23号から議案第28号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第8号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第8号須恵町道路占用料徴収条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） おはようございます。今日は、傍聴者もお見えでございますので、しっかりと報告をさせていただきます。

議案第8号須恵町道路占用料徴収条例の制定について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書は、12から17ページになっております。また、別紙説明書もあわせてごらんいただきたいと思っております。

これは、国の地方主権改革一括法に伴い、関係法律が制定、改正されたことから、町条例の制定及び一部変更するものでございます。

議案第8号につきましては、町道の占用料、徴収方法等を定めるものでございます。

対象は、電柱、街灯、広告塔、送電線などで、郡内統一、3年見直して、公布の日から施行するとしています。

委員会では、当町の現状は、との質問に対し、現在年間727万円の収入が、547万円となり180万円、24.75%の減で、全国的に減少することになるということでございます。

委員会は、全員賛成で可決をいたしました。

以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、

起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第8号須恵町道路占用料徴収条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第9号須恵町道路構造の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第9号須恵町道路構造の基準に関する条例の制定についてでございます。総務建設産業委員会の報告です。

議案書は、18から42ページになっております。また別紙資料もございますので、よろしくお願いたします。

道路法の一部改正に伴う町条例の制定でございます。道路の区分、幅員、線形、勾配等を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

道路の区分は、第一種から第四種で、第一種的高速道路等については、町条例では不必要ではないかとの質問に、削除に余分な作業を要するので、このままにするという答えでございます。

なお、筑紫野・古賀線、志免・須恵線、井尻線は、第三種に分類されます。

委員会は、全員賛成で可決いたしました。

以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第9号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第9号須恵町道路構造の基準に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第10号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第10号須恵町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第10号須恵町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてでございます。総務建設産業委員会の報告です。

議案書は、43ページから55ページです。同じく別紙資料がございます。

これは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る法律の一部改正に伴うもので、町道における幅員15メートル以上の特定道路の歩道、立体横断施設、乗合自動車停留所、自動車駐車場、その他の施設の基準を詳細に定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

現在、町道に対象の道路はございませんが、レインボー道路並びに改良中の志免・須恵線が特定道路に該当するというところでございます。

委員会は、全員賛成で可決いたしました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第10号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第10号須恵町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第11号須恵町道路標識の寸法に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第11号須恵町道路標識の寸法に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の報告です。

議案書は、56から60ページです。別紙資料がございます。

議案第9号同様に、道路法の一部改正に伴うもので、町道に関する標識の寸法、文字の大きさを詳細に定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

委員会、全員賛成で可決いたしました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第11号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第11号須恵町道路標識の寸法に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第12号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第12号須恵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第12号須恵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書は、61から63ページとなっております。

下水道法の一部改正に伴うもので、第1条では、趣旨、第2条では、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、第3条では、排水施設の構造の技術上の基準、第4条では、適用外をそれぞれ定めるもので、公布の日から施行するものです。

当町では、公布日以降に、どのような違いが生ずるかという質問に対しまして、今のところ何ら変わることがないという答えでございます。

これも、地方主権改革一括法に伴っております。

委員会、全員賛成で可決でございます。

以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第12号須恵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第13号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第13号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてでございます。総務建設産業委員会の報告です。

議案書は、64から67ページになっております。

議案第12号同様に、下水道法の一部改正に伴うもので、監督者及び技術管理者の資格を定めるもので、公布の日から施行するというものでございます。

当町の状況の質問に対し、監督者は10年以上の経験者でもいいですが、技術管理者は厚生労働大臣の認可を受けた者となっており、現在、町職員に4名、うち、上下水道課に2名が在籍しているということでございます。

委員会、全員賛成で可決いたしました。

以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第13号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第13号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第14号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第14号須恵町認可地縁団体の印鑑の登録及び登録の証明に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第14号須恵町認可地縁団体の印鑑の登録及び登録の証明に関する条例の制定についてでございます。総務建設産業委員会の報告です。

議案書は、68ページから71ページです。

提案理由は、団体の代表者等に係る印鑑の登録及び登録の証明に関し、必要な事項を定める必要があるためでございます。

現在、当町には、大島原区と上須恵向組合の2団体が該当いたします。

委員会、全員賛成で可決いたしました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第14号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第14号須恵町認可地縁団体の印鑑の登録及び登録の証明に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第15号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第15号須恵町手数料条例の一部を改正する条例。総務建設産業委員会の報告です。

議案書は、72ページ、73ページとなっています。

議案第14号に伴うもので、議案書記載のとおり、須恵町手数料条例の一部改正で、認可地縁団体の印鑑登録に関する証明書手数料、1件300円を追加し、平成25年4月1日から施行するものでございます。

委員会、全員賛成で可決いたしました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第15号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第15号須恵町手数料条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 16 号

○議長（三角 良人） 日程第 9、議案第 16 号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第 16 号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例でございます。総務建設産業委員会の報告です。

議案書は、74 から 78 ページになっています。

変更の趣旨は、業務内容と課の名称をわかりやすくすること。課の名称を粕屋地区にあわせること。環境衛生業務の移設に伴うこと。この大きく 3 点でございます。

建設産業課を廃して、都市整備課及び地域振興課に二分し、まちづくり課の業務の一部を都市整備課に移行するもので、あわせて職員定数条例、農業振興審議会条例、都市計画審議会条例、議会委員会条例、環境審議会条例並びに国土利用計画審議会条例をそれぞれ一部改正するものでございます。

平成 25 年 4 月 1 日から施行するものです。

委員会は、全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 16 号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は可決です。よって、議案第 16 号は、各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 16 号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 17 号

○議長（三角 良人） 日程第 10、議案第 17 号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第 17 号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補

償等に関する条例等の一部を改正する条例。総務建設産業委員会の報告です。

議案書 79 から 85 ページとなっております。

これは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めることが主で、ほか文言と条項の変更でございますが、83 ページ中ほどの共同生活介護を行う住居、いわゆるケアホームが、共同生活援助を行う住居、いわゆるグループホームに一元化がされております。

7つの条例中、1・3・5条は、平成25年4月1日から、2・4・6・7条に関しましては、平成26年4月1日から施行するとなっております。

委員会は、全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は、各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第17号議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第18号須恵町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第18号須恵町災害対策本部条例の一部を改正する条例です。総務建設産業委員会の報告でございます。

議案書は、86ページ、87ページです。

一昨年、3月11日に起こった東日本震災を受け、昨年6月27日付で、災害対策基準法が改正になったことに伴う改正で、平成25年4月1日から施行するものです。

23条の2第8項に、市町村災害対策本部に関し、必要な事項は市町村の条例で定めることとなったものでございます。

委員会、全員賛成で可決いたしました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第18号須恵町災害対策本部条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第19号

日程第13. 議案第20号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第19号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第20号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案について一括議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第19号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例、議案書88ページをお開きください。

須恵町立社会教育施設設置条例（昭和49年須恵町条例）第6号の一部を次のように改正する。

89ページの新旧対照表をごらんください。第1条中の西体育館の後に、「及び旅石広場」を追加。第2条中に、「（9）名称、須恵町立旅石広場、位置、須恵町大字旅石516番地1」を加えるものです。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議案第20号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例、90ページをお開きください。

須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例（昭和48年須恵町条例）第22号の一部を次のように改正する。

91ページ、新旧対照表をごらんください。第2条中の「及び西体育館」を「西体育館及び旅石広場」に改め、第4条中の弓道場の後に「及び旅石広場」を追加し、別表1、社会体育施設使用料に、施設名、旅石広場、使用者、区分、金額に、「町内400円、町外800円」を追加するものです。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

この施設は、昭和56年、福祉施設として完成し、当初は、町が借地として地権者の方から借用していました。所有者は、5名9筆、広場の面積は、当初6,248平方メートルでした。レインボー道路用地分が減のため、現在は5,677平方メートルです。広場周辺をフェンスで囲み、バックネットを備えています。

昭和58年より、町より地権者に対して用地の取得を働きかけ、平成23年2月に用地の買収が全て終了し、現在は町有地です。

平成25年度れいんぼ一幼稚園が開園に伴い、今回設置条例の一部を改正することにより、社会教育施設と位置づけ、社会体育施設として社会教育課の管理下に置き、施設の有効活用を図るものです。

今後は、れいんぼ一幼稚園の所管課である子ども教育課と連携を密にしながら、事業の会場として、また行事に伴う駐車場など幅広い活用を考えており、生涯スポーツ社会実現に向けた社会体育施設として、壮年のソフトボール会場、高齢者対策としての軽スポーツの推進活動、地域青少年スポーツクラブの少年硬式野球、須恵ボーイズ球団の青少年健全活動にも寄与することが期待できます。

平成24年度まで管理をしていた旅石区との協議が整い、今回の提案となっています。

質疑として、駐車場の施錠について、高齢者等の使用料の減免について、照明使用料の料金について等がありました。

駐車場等の施錠については、使用時は、30分前からアザレアで鍵の貸し借りをを行い、休日等は、警備員さんから鍵を受け取れます。

第二幼稚園のために、奥の駐車場をボールが飛んでこないように開放します。

旅石広場で、平日の午前中、甲植木の高齢者サークルが、グラウンドゴルフを行うなどの使用があるので、高齢者の使用料の減免も検討しますということです。

照明については、町の設置ではなく、少年硬式野球チームが設置し、電気料も払っているため、町では照明料金をとっていないということです。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより議案第19号について討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第19号須恵町立社会教育施設設置条

例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第20号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第21号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第21号須恵町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第21号須恵町行政財産使用料条例の一部を改正する条例、総務建設産業委員会の報告です。

議案書は92ページから97ページです。

議案第8号の須恵町道路占用料徴収条例の制定に伴い、須恵町行政財産の使用料金を以下のとおり改正するもので、平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、現在履行途中の物件に関しては、満了まで従前の例によるということになってはいますが、今回の道路敷に関しましては、全てが1年契約でございまして、対象物件は、これにはないということでございます。

委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第21号須恵町行政財産使用料条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第22号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第22号財産の取得についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

○総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第22号財産の取得について、総務建設産業委員会の報告です。

議案書98ページから101ページでございます。

須恵ダムの水質保全のため、以下の土地を買収するというものでございます。

所在地、宇美町大字宇美鬼岩谷中将谷筋20番3、地目、保安林、地籍、8万6,391平方メートル、約2万6,133坪となっております。

相手方、宇美本町生産森林組合、取得額2,592万円、1平米当たり300円、坪当たり約1,000円となっております。立木補償費を含みます。

財源は、25年度当初予算で、水道水源保全基金を同額充当することとなっております。

委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第22号財産の取得については委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第23号

日程第17. 議案第24号

日程第18. 議案第25号

日程第19. 議案第26号

日程第20. 議案第27号

日程第21. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第23号平成25年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第17、議案第24号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第18、議案第25号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第19、議案第26号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第20、議案第27号平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第21、議案第28号平成25年度須恵町水道事業会計予算の提出について、

以上6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○**予算審査特別委員長（今村 桂子）** 予算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第23号平成25年度須恵町一般会計予算から議案第28号須恵町水道事業会計予算までの6議案についての審査の経過と結果の報告をいたします。

審査は、3月13日、18日、19日の計3日間行いました。

審査に際しましては、各課課長より、各予算案の概要説明を受けるとともに資料等を参考にしました。

審査につきましては、議長を除く議員13名、全員の特別委員会でありますことから、審査経過内容等を含め議員各位御存知のとおりでございますので、細かい説明は省略させていただきます。

それでは、各議案別に報告いたします。

議案第23号平成25年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書1ページです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億2,000万円と定める。

第2条、地方債は、8ページ、「第2表地方債」による。

第3条、債務負担行為は、9ページ、「第3表債務負担行為」による。

第4条、一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

第5条、歳入歳出の歳出予算の流用について、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかわる予算額に過不足が生じた場合における同一款内での流用ができる。

一般会計歳入歳出予算の総額78億2,000万円は、前年度比2億5,000万円の増額、3.3%増です。

歳入は、主に、町税、地方交付税の一般財源と国庫支出金、県支出金及び町債などの特定財源で更正されています。

主な質疑等は、歳入では、15款財産収入において、不動産売り払い収入のトヨタカローラ跡地売却について。歳出では、2款総務費において、公用車検査料、庁舎玄関ドア等新設取替工事請負費の工事概要、防犯灯設置工事請負費の防犯灯のLED化と九電への申請、まちづくり推進費の夏祭り用浴衣、コミュニティ区主事の賃金、校区コミュニティ推進費補助金、校区コミュニティ備品購入費、税務総務費の給料について、3款民生費において、地域支え合い高齢者・障害者支援事業費で購入した器具類、アザレア幼稚園屋根防水改修工事請負費、れいんぼー幼稚園費の修繕費、子ども子育て支援事業計画ニーズ調査委託料、須恵めぐみ保育園費の減、西幼稚園の看板について、6款農林水産業費において、新大福池改良工事について、7款商工費において、印刷製本費、商工会振興事業費補助金、地域振興イベント補助金について、8款土木費において、

道路台帳作成業務委託料、道路台帳整備業務委託料、県道志免・須恵線開通式委託料、皿山・新生公園公衆トイレ管理委託料、新原のごみ処理場跡地について、9款消防費において、糟屋南部消防組合負担金の中のはしご車オーバーホール等の金額、消火栓盗難対策管理方法について、10款教育費において、各学校のスクールカウンセラーの金額差についての質疑がありました。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としています。

議案第24号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書1ページ、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億8,003万6,000円とするものです。

前年度比2億8,695万2,000円の増額で、9.6%の増です。

増額の原因として、歳出では、一般の療養給付費で16%、高額療養費で26.1%、後期高齢者支援金で8.6%が主なものです。

これは、24年度決算見込みで、一般の医療費が前年度比14.5%の増となっており、主に65歳以上の前期高齢者の医療費の増です。また、この前期高齢者医療費分に対する交付金は、2年後に調整され交付されます。

歳入は、国民健康保険税、国保支援金、交付金、繰入金などです。

1款国民健康保険税は、一般被保険者数6,877人、世帯数3,798世帯、退職被保険者数404人、世帯数188世帯で、前年比15万6,000円の減です。

昨年度までは、歳出の予算に対し、歳入の財源不足分を国の財政調整交付金に計上し、収支の調整が行われ、3月の補正予算で計上されていましたが、25年度は、当初予算から一般会計繰入金に計上され、財源不足分は、2億1,100万円となっています。

審議中、10款予備費において、500万円の減額について、8款保健事業費において、特定健康診査の受診の状況についての質疑がありました。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としています。

議案第25号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、特別会計予算書53ページ。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,969万円と定める。前年度比5.8%の増です。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料1億8,563万9,000円は、須恵町の被保険者の見込みを2,486人と推計し、所得割が10.88%、均等割が5万5,045円で、広域連合が試算した内示額で計上されており、前年度比5.8%の増です。

3款一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険料軽減分の繰入金です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の事務費と歳入の1款の保険料と3款の保険

基盤安定繰入金の額を広域連合に負担金として納付されるものです。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としています。

議案第26号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書79ページ。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,591万円と定める。

第2条、地方債は、83ページ、「第2表地方債」による。

起債の目的、下水道事業債の多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,590万円、多々良川流域関連公共下水道分、限度額3億3,240万円、資本費平準化債公共下水道分、限度額5,170万円、資本費平準化債流域下水道分、限度額2,260万円、特別措置分、限度額4,800万円。

起債の方法、利率、償還の方法等は、従来と変わりございません。

歳入では、1款負担金1,574万5,000円、前年度比10.7%増、供用開始面積の増、2款使用料、1款1億8,944万8,000円、前年比7.4%増、前年度の実績見込みによる。3款国庫補助金1億7,575万円、前年度比31.6%増、5款他会計繰入金2億9,769万9,000円、前年度比6.3%増、基金繰入金2,365万8,000円、前年比14.8%減は、21から24年度までの基金積み立てから、25年度分の当該分の基金を繰り入れます。8款町債4億8,060万円、前年比1.7%増です。

歳出では、1款総務管理費1億6,945万9,000円、前年比6.1%増、維持管理負担金の増、汚水処理量の増です。

2款下水道事業債、下水道事業費6億1,040万5,000円、前年比8.0%増、実施設計委託料及び管渠築造工事等による増です。

3款公債費4億504万6,000円、前年比6.1%増、償還元金及び利子等による増です。

今年度の公共下水の整備率についての質疑がありました。予算審査特別委員会、全員賛成で可決しております。

議案第27号平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書115ページ。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,897万5,000円と定める。

第2条、地方債は、119ページ、「第2表地方債」による。

起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額1,970万円。

起債の方法、利率、償還の方法等は、従来と変わりません。

歳入では、2款使用料1,075万6,000円、前年比0.7%増、前年度の実績見込みによる。3款他会計繰入金5,850万9,000円、前年比14.4%増、6款町債1,970万円、

前年比6.5%増、資本費平準化債です。

歳出では、1款総務管理費61万8,000円、前年比10.2%減、2款農業集落排水事業費2,463万円、前年比53.2%増、委託料の増による。3款公債費6,272万7,000円、前年比0.3%増です。

審議中、2款マンホールポンプ停電対策業務委託料の質疑がありました。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

議案第28号平成25年度須恵町水道事業会計予算の提出について、別冊の水道事業会計予算の1ページ、第2条、業務の予定量、給水戸数9,805戸、前年比2.3%増の見込み、建設改良事業費1億9,146万9,000円、前年比40.9%の増、排水施設改良事業の増及び耐震化補助事業によるものです。

第3条、収益的収入及び支出、収入、第1款水道事業収益5億8,472万7,000円、前年比0.4%、235万7,000円の増です。昨年の須恵ダム汚濁に対する補償金を計上していません。支出、第1款水道事業費5億7,879万8,000円、前年比3.1%、1,755万3,000円の増です。営業費用の人件費及び大山ダムの供用開始に当たり、1日当たり1,200立米の追加供給になるため、企業団への受水費が約2,000万円程度増となります。25年度の収支は、529万9,000円の利益剰余金が見込まれます。

2ページ、第4条、資本的収入及び支出、収入、第1款資本的収入6,500万円、前年比30%の増、耐震補強に伴う企業債借り入れ及び国庫補助金によるものです。支出、第1款資本的支出2億6,040万円、前年比22.5%の増、排水施設改良費で、工事量の増、及び耐震化補助事業による増です。収支の差、1億9,540万円は、損益勘定留保資金で補填します。

第5条、次に上げる経費の流用については、議会の議決を得なければならない。職員給与費8,658万8,000円、前年比9.3%の増は、新規職員採用によるもの、公債費10万円。

第6条、棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。前年比16.7%の減、メーター器購入料が減少したことによるものです。

審議の中で、須恵でつくる水で十分足りているのに、大山ダムからの水の受け入れの必要性などについての質問がありました。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより議案第23号について討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第23号平成25年度須恵町一般会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第24号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第25号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第26号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第27号平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第28号平成25年度須恵町水道事業

会計予算の提出については委員長報告のとおり可決されました。

日程第22. 陳情

○議長（三角 良人） 日程第22、厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 陳情、厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

この陳情は、医療社会保障予算を先進国並みにふやし、持続可能な医療提供体制、安全安心の医療・介護を実現するため、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・介護・看護の充実を図るため、職場実態の改善を求める陳情書を実行するため、国に対する意見書を決議していただけるよう陳情するものです。

しかしながら、既に22年11月に看護師等の勤務環境の改善等に向けた医療界の主体的取り組みが幅広く展開され、効果的に促進されるよう、厚生労働大臣の指示により、厚生局と労働局の関係局長及び関係課長をメンバーとした看護師等の雇用の質の向上に関する省内プロジェクトチームを設置し、看護業務が就業先として選ばれ、健康で生きがいを持って能力を発揮し続けられる職業となるために、厚生部局と労働部局とが共通認識を持ちながら、職場づくり、人づくり、ネットワークづくりに取り組むこととする報告書を取りまとめ、この内容を踏まえ、医局長、労働基準局、職業安定局、雇用均等等、児童家庭局及び保健局の5局長連名による通知を23年6月、都道府県労働局、都道府県知事、及び関係団体等に宛て発信しました。

この通知による取り組みは、23年度、都道府県労働局等で可能なものから開始し、24年度以降もフォローアップを行いながら、関係部局等の有機的な連携による取り組み強化、継続していけるようになっており、国からの通知で取り組むことにするようおりてきているはずであり、各医療機関、病院側での予算配分の問題、陳情者が福岡医療労働組合であることから、職場、病院側との交渉の問題であって、医療機関に求めるものであり、既に取り組まれて国から通知が出ているものを議会に求めるのは、おかしいのでは、審議に値しないのでは等の審議となり、文教厚生委員会、全員反対で不採択となっております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、本陳情について、採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、本陳情を採択することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立少数〕

○議長（三角 良人） 起立少数であります。よって、厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書は不採択とすることと決定しました。

日程第23. 合併調査特別委員会の廃止について

○議長（三角 良人） 日程第23、合併調査特別委員会の廃止についてを議題とします。

合併調査特別委員会については、平成23年5月、臨時議会において、議員全員の構成により設置されておりましたが、糟屋6町での合併については、何ら進展がなく、合併に向けた調査研究は、現在休止中になっておりますので、ここで特別委員会を廃止したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、本日をもって合併調査特別委員会を廃止いたします。

日程第24. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第24、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会より有害鳥獣被害対策について。

お諮りします。各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

ここで、税務課並びに住民課より、須恵町税条例及び須恵町健康保険税条例の一部を改正について、専決処分の申し出がっておりますので、これを許可します。櫻木税務課長。

○税務課長（櫻木 幹夫） 毎年、恒例ではございますけれども、専決処分のお願いでございます。

現在、地方税法の一部を改正する法律案、平成25年、ことし3月5日、閣議決定をされまして、第183回国会へ提出されているところでございます。

概要につきまして、簡単に報告をさせていただきます。

消費税率の段階的上昇に伴い、軽減措置がセットで毎回でございますが、盛り込まれております。

まず第1に、復興支援のための税制上の対応がとられております。

2番目に、住宅土地税制関連、こちらは、個人住民税における住宅ローン控除の延長及び拡充が行われております。

3番目に、金融所得課税の一体化等が行われております。

4番目に、納税環境整備、こちらは延滞金等の利率の見直しが行われております。

それから、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し、これが行われております。

それから最後に、主な税負担、軽減措置等が行われております。こちらは、市町村では関係はございませんが、不動産取得税の特別措置の延長が行われております。

それから、固定資産税等の特別措置、こちらの延長及び創設が行われております。

3月中には、国会で通過の見通しと聞いております。それに伴いまして、須恵町税条例の一部を改正する条例につきまして、施行日が4月1日から、同文も含まれておりますので、国会通過後、専決処分をさせていただき、次期の議会にて報告、承認を求めたいと考えております。

この件につきまして、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 合屋住民課長。

○住民課長（合屋 勝秀） 税務課に引き続きまして、住民課より専決処分のお願いでございます。

国民健康保険税の保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容といたしましては、今国会におきまして、25年度の税制改正が予定されておきまして、国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合についての国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加えまして、その後3年間、4分の1減額する措置が提案されております。

国会通過後、町長の専決処分とさせていただきまして、次期議会に報告し、承認を得ることでの取り扱いについてよろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） お諮りします。ただいま説明がありました両条例の一部改正については、国の法律改正に伴うものであり、また国会通過の関係もあり、専決処分を了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、須恵町税条例及び須恵町国民健康保険税条例の一部改正については、専決処分を了承することに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は、全て終了しましたが、ここで3月31日をもって退職される職員の御挨拶をお願いします。安部健一住民課理事、百田順二税務課理事、安河

内亮三教育委員会次長。

○理事（住民課）（安部 健一） 3月議会、大変お疲れさまでございました。住民課が提案いたしました全議案可決していただきまして、まことにありがとうございます。私も心置きなく退職することができると思っております。

私は、昭和48年4月に採用されました。そのとき4月、建設課に配属されまして大災害を経験したものでございます。それから40年間、町制60周年の記念の年にまた退職することになります。何か感慨深いものがございます。

これから、私、退職後は、趣味とか、旅行とか、より一層充実した生活を送りたいと考えております。

今後、須恵町議会のますますの発展と、議員皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、甚だ簡単措辞ではございますが、退職の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○理事（税務課）（百田 順二） 今、安部理事のほうから詳しく言いましたので、私は簡単に言います。

公職につきまして40年、山あり谷ありでございましたが、議員各位の指導のもと、今回退職の運びになりました。ありがとうございます。（拍手）

○教育委員会次長（安河内亮三） 今回定年により退職する運びとなっております。在職中は、皆様方、議員各位の御厚情により、退職を無事めでたく迎えることができたということに感謝いたしております。いろいろと長い間、ありがとうございます。（拍手）

○議長（三角 良人） 以上で、3月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は、第三委員会室に御集合願います。

会議を閉じます。平成25年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時17分閉会
